

篠山市自治基本条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 基本原則（第3条—<u>第10条</u>）</p> <p>第3章 権利及び責務（<u>第11条—第18条</u>）</p> <p>第4章 まちづくりの目標と推進（<u>第19条—第26条</u>）</p> <p>第5章 条例の改正と位置付け（<u>第27条・第28条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（市政運営の基本）</p> <p>第4条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利及び利益を保護することを基本とする。</p> <p>2 市は、市民自治の実現のため、市民が市の保有する情報を知る権利及びまちづくりに参画する権利を保障し、協働によるまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。</p> <p>3 市長は、市民の意向に的確かつ柔軟に対応するため、行政組織の横断的な調整を図り、総合的に行政サービスを提供するものとする。</p> <p>4 市長は、市の将来や市民生活に関する重要なまちづくりの<u>施策の決定、実施及び評価に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。</u></p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 基本原則（第3条—<u>第11条</u>）</p> <p>第3章 権利及び責務（<u>第12条—第19条</u>）</p> <p>第4章 まちづくりの目標と推進（<u>第20条—第27条</u>）</p> <p>第5章 条例の改正と位置付け（<u>第28条・第29条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（市政運営の基本）</p> <p>第4条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利及び利益を保護することを基本とする。</p> <p>2 市は、市民自治の実現のため、市民が市の保有する情報を知る権利及びまちづくりに参画する権利を保障し、協働によるまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。</p> <p>3 市長は、市民の意向に的確かつ柔軟に対応するため、行政組織の横断的な調整を図り、総合的に行政サービスを提供するものとする。</p> <p>4 市長は、市の将来や市民生活に関する重要なまちづくりの<u>施策の計画、決定、実施及び評価に当たっては、パブリックコメントやタウンミーティングのほか多様な手法により、広く市民の意見を求</u></p>

<p>第10条 (略)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第15条 (略)</p>	<p><u>めるとともに、市の考え方を公表するものとする。</u></p> <p><u>(総合計画)</u></p> <p><u>第10条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本となる計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。</u></p> <p><u>2 市は、総合計画について、適宜検証及び評価をし、必要に応じて見直しを行うものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、各分野の個別計画を策定するときは、総合計画と整合を図らなければならない。</u></p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>第16条 (略)</p>
---	--

第16条 (略)

第17条 (略)

第18条 (略)

第19条 (略)

(コミュニティの意義と支援)

第20条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かに暮らすことを目的として、自主的に結ばれた組織等をいう。

2 市民は、まちづくりを多様に支えるコミュニティの役割を認識し、尊重するものとする。

3 市は、コミュニティの役割を認識し、必要に応じて支援するものとする。

第17条 (略)

第18条 (略)

第19条 (略)

第20条 (略)

(コミュニティの意義と支援)

第21条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かに暮らすことを目的として、自主的に結ばれた組織等をいう。

2 市民は、まちづくりを多様に支えるコミュニティの役割を認識し、尊重するものとする。

3 市は、コミュニティの役割を認識し、必要に応じて支援するものとする。

4 まちづくりの推進は補完性の原則に基づき、次に掲げるとおりとする。

(1) コミュニティ活動の主体である市民は、自ら行動するものとする。

(2) 個人での取り組みが困難なときは、近隣住民及び自治組織やボランティア組織等が取り組むものとする。

(3) 市民だけでの取り組みが困難なときは、市が、市民と共に取

第21条 (略)

第22条 (略)

第23条 (略)

第24条 (略)

第25条 (略)

(住民投票)

第26条 市は、市政の重要事項について、市民の意思に沿ったまちづくりを推進するため、住民投票制度を設けることができる。

2 市民は、市長に対して住民投票を請求することができる。

3 議会及び市長は、住民投票を発議することができる。

4 市民、議会、市長及び職員は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

5 請求、発議、投票資格及びその他の住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定める。当該条例の制定に際しては、定住外国人や未成年者の参加に配慮しなければならない。

り組むものとする。

第22条 (略)

第23条 (略)

第24条 (略)

第25条 (略)

第26条 (略)

(住民投票)

第27条 市は、市政の重要事項について、市民の意思に沿ったまちづくりを推進するため、住民投票を実施することができる。

(削除)

(削除)

2 市民、議会、市長及び職員は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

3 請求、発議、投票資格及びその他の住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定める。(以下削除)

(条例の見直し及び検討手続き)

第27条 市は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が篠山市にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討し、その結果に基づき見直しをするものとする。

2 市は、前項に規定する検討及び見直しを行うに当たっては、市民の意見を聴取するとともに、これを反映させなければならない。

3 市は、まちづくりの進捗状況等が、この条例に沿っているかを審議する市民委員会を設置することができる。

第28条 (略)

(条例の見直し及び検討手続き)

第28条 市は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が篠山市にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討し、その結果に基づき見直しをするものとする。

2 市は、前項に規定する検討及び見直しを行うに当たっては、市民の意見を聴取するとともに、これを反映させなければならない。

3 市は、まちづくりの進捗状況等が、この条例に沿っているかを審議するため、篠山市自治基本条例検証委員会を設置するものとする。

第29条 (略)